

(別 紙)

諮問番号：平成30年11月30日付け目企広第1385号

答申書

1. 本件の経緯

本件の審査請求人〇〇〇〇さん（以下、「審査請求人」という）は、目黒区情報公開条例（以下、「条例」という）に基づいて行政情報の開示請求を行い、目黒区長（以下、「実施機関」という）の決定につき、審査請求をしている。

本答申は、審査請求人からの審査請求について実施機関が平成30年11月30日付けで行った諮問（目企広第1385号）に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求ならびに当審査会による審査の経緯は、以下の通りである（期日はその文書日付であることを示す）。

平成30年11月1日 審査請求人が実施機関に対し、「目黒区情報公開・個人情報保護審議会の区民委員（任期 平成30年11月1日から2年間）の応募者全員が提出した作文の一切。ただし、応募者各自の住所・氏名・生年月日・電話番号に関わる記述を除く。」の開示を請求

同月2日 実施機関が審査請求人に対し、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する（目黒区情報公開条例第7条第1号）」として、開示拒否決定を通知

同月6日 審査請求人が上記決定につき、実施機関に審査請求

同月30日 実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問[目企広第1385号]

同年12月21日 本件諮問の審議

平成31年1月25日 本件諮問の審議

同年2月25日 実施機関の意見聴取、本件諮問の審議

同年3月4日 本件諮問の審議

同年4月23日 本件諮問の審議

令和元年5月28日 本件諮問の審議

同年6月25日 本件諮問の審議

同年7月19日 本件諮問の審議

同年9月27日 本件諮問の審議

同年10月18日 本件諮問の審議

2. 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、上記決定につき、実施機関に審査請求を行い、審査請求に係る処分を取り消し、公開に同意の意思表示をしている応募者が提出した本件作文を開示するよう求めている。その理由として、以下のように主張する。

情報公開・個人情報保護審議会（以下、「審議会」という。）委員の募集の記事には、事後に応募論文の類を開示しない旨の告知は特に記載されておらず、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当する」という理由は、本件のような応募作文の類を開示請求された前例がない実施機関の後付けによる理由である。

応募作文の類についての開示請求がなされた場合、条例第 15 条 1 項に基づき意見照会が行われるであろうことは、当然予想しているものと推測される。本件の場合、応募者各自が本件作文の公開およびその範囲について、自ら決定すべきことを内容とするものであるから、応募者各自の意思に反しない限り、権利利益を害するおそれはないものと解すべきである。区民委員への就任を希望している応募者は、氏名等を記入した上で作文を作成していることから、自らの意思等を対社会に公表しようとする意思は強いと考えられる。他の地方公共団体では、公開に同意の意思表示をした応募者が作成した小論文等の開示を行っている。審査請求人が実際に見分した、他の地方自治体において公開に同意の意思表示をした応募者が作成した小論文等の要旨は、応募者の仕事の内容を記載しているもの、応募者の町内活動の経験を記載しているもの等であった。

したがって、応募者全員の意見照会を実施せずに行った目黒区長の開示拒否決定は不適切な判断と言わざるをえず、処分庁の怠慢である。

（２）実施機関の主張

開示請求があった際には、対象行政情報が条例第 7 条各号に該当するかを判断し開示の可否を決定することから、請求人のような告示の掲載の有無にかかわらず、本件と同一内容の開示請求があった際には、開示拒否の決定を行うこととなるため、後付けによる理由を主張しているものではない。

条例第 15 条第 1 項の規定の趣旨は、開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記載されているときは、必要に応じて、当該情報に係る第三者に対して意見書を提出する機会を与えることにより、実施機関が開示決定等をするにあたっての参考にしようとするものである。したがって、実施機関に対して、第三者に意見書を提出する機会を与えることを義務付けるものではない。実施機関は、本件行政情報が応募者の経験などを背景として、社会的な関心に基づく意見や理念等を記述したものであり、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることから、条例第 7 条 1 号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に明らかに該当すると判断したため、本条の手続きを行わなかったものであり、また、意見照会を行わなかったからといって怠慢とはいえない。

3. 当審査会の判断

情報公開・個人情報保護審議会（第16期）「公募委員」の選定要領（平成30年8月1日付け目企広第777号、以下「要領」という。）は、「14 提出された作文の取り扱い」として、「(1) 利用の限定 利用された作文は選考以外の用途には使用しない。(2) 選考の対象とならなかった作文 選考の対象とならなかった作文は応募者に返却する。(3) 保存期限等 選考の対象となった作文は選考結果の決定文書に添付し、この決定文書の保存期間中保存することとし、返却は行わない。」と規定する。他方、めぐろ区報（2018（平成30）年2月25日）およびホームページに掲載された募集案内では、作文の選考以外の用途については、公開するかどうかも含め、何ら記載がない。

確かに、目黒区情報公開制度は、区民の行政情報の開示を求める権利を保障し、目黒区が区政について区民に説明する責任を全うし、公正で開かれた区政を推進し、区民の区政への参加の促進を図り、もって区民と区との協働によるまちづくりに資することを目的とする。そのための制度の一つである情報公開・個人情報保護審議会が、公募委員を区民から募集（情報公開・個人情報保護審議会条例第3条）しているのは、情報公開制度への市民参加の機会を設けることによって上記目的をより一層実現するためとらえることができる。とすれば、公募委員に応募した応募者の「個人情報保護に関する意見」を市民が知ることには情報公開の観点から意義があるといえよう。

しかしながら、要領では公開された作文は選考以外の用途には使用しないことを定めており、作文の提出を求める目的は公募委員の選考のためである。そして、上記区報およびホームページ上の募集案内では、作文を公開するかどうかについては記載がないため、審査請求人が主張するように応募者が作文の公開を当然予想していたとまではいえない。また、実際に提出された作文には、その内容からすると、当然に作文が公開されることを予想して執筆されているとはいいがたい内容のものも含まれている。よって、審査請求人が主張するように「自らの意思等を対社会に公表しようとする意思は強い」と推定することは難しく、むしろ公開されると不安や不快の念をもつ応募者も存在することが推測しうる。ひとたび公開されると、インターネット等を通じて広く社会で共有されうる現代社会においては、実施機関が主張するように、「応募者の経験などを背景として、社会的な関心に基づく意見や理念等を記述したものであり、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることから」、作文が公開されると「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」が存在するといえる。

条例15条1項の趣旨は、開示請求に係る行政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対して意見書を提出する機会を与えることにより、実施機関が開示決定等をするにあたっての参考にしようとするものであり、第三者に意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務づけるものではない。よって、

第三者に意見書を提出する機会を与えなかったことが条例15条1項違反となるわけではない。したがって、本件における開示拒否決定は妥当である。

4. 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

2019年（令和元年）10月28日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中島徹

副会長 江島晶子

委 員 卷美矢紀